

2018 (平成30) 年11月6日

和歌山弁護士会 御中

懲戒請求書

1 懲戒請求者

住 所

氏 名

代理人住所

和歌山市

弁護士

2 対象弁護士

住 所

氏 名

所属弁護士会

和歌山弁護士会

3 申立の趣旨

和歌山弁護士会所属 [redacted] を懲戒することを求める。

4 懲戒事由の説明

別紙1のとおり

5 添付書類

別紙2のとおり

以 上



別紙1 懲戒事由の説明

1 みかじめ料の支払い

懲戒請求者は、[redacted] や [redacted] を営んできたものであるが、[redacted] [redacted] である [redacted] から種々の名目で合計1億2720万円を喝取された。

[redacted]
[redacted]
[redacted] (平成1
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

これらについて、[redacted] は、返すというもののその意思はなく、懲戒請求者も貸し付けたとの認識はなく、暴力団による報復をおそれてやむなく支払ったものである。

2 事件の依頼

懲戒請求者は、これらの金員について、2010（平成22）年8月18日に [redacted] が死亡したため、2011（平成23）年11月24日及び同年12月7日に対象弁護士とは別の弁護士に依頼して弁済を求める通知書を [redacted] の [redacted] に送ったが、それについての回答はなかった。

さらに、2011（平成23）年12月27日と2012（平成24）年2月27日に [redacted] と [redacted] を告訴人として詐欺罪で和歌山県警察署に告訴したが、いずれも受理されなかった。

そこで、懲戒請求者は、2013（平成25）年4月2日、対象弁護士に対し、2010（平成22）年8月18日に死亡した [redacted] の相続人である [redacted] との示談交渉を依頼し、着手金10万円を支払った。

さらに、同年5月8日には、同事件について再度の示談交渉のためにさらに着手金10万円を支払った。

しかし、示談交渉では事件は解決しなかったもので、同年7月19日に対象弁護士は訴訟提起をしようと言って委任契約書への署名押印を求めた。

すでに述べたように、懲戒請求者は合計1億2720万円を暴力団の報復をおそれてやむなく交付していたため、不当要求、みかじめ料の損害賠償請求として請求してほしいと希望したにもかかわらず、対象弁護士は、不当要求やみかじめ料ならば裁判所は受け付けてくれない、裁判はできないと言い、貸金請求として訴訟をするという話であった。

法律に詳しくない懲戒請求者は、対象弁護士の話が納得いかなかったものの、専門家のということでもあるので、やむなくそれにしたがったのである。

同年7月22日に、懲戒請求者は対象弁護士に対し、着手金50万円を支払い、45万円を預かり金として交付した。

3 訴訟の経過と結果

対象弁護士は、同年7月24日に、懲戒請求者の代理人として、和歌山地方裁判所に、[]の相続人である []を被告として貸金請求事件を提訴した。

同事件については、2014（平成26）年2月12日に、被告 []に対する2120万円の支払いを命じる欠席判決が出された。

それ以外の被告に対する判決は同年9月17日に判決が出されたが、その結果は請求棄却であった。

懲戒請求者は、対象弁護士に依頼して、同年10月1日に大阪高等裁判所宛に控訴を申し立て、同事件は2015（平成27）年2月27日に大阪高等裁判所で判決が出されたが、いずれも控訴棄却であった。

4 強制執行の依頼とその結果

懲戒請求者は、欠席判決直後から、対象弁護士に対し、 []に対する判決に基づく強制執行を求めたが、対象弁護士は、裁判中には強制執行はできないと言ってそれを拒否し続けた。

懲戒請求者は、2014（平成26）年9月17日の []以外の被告に対する判決直後に、他の弁護士に相談したところ、裁判中でも強制執行は可能であると説明さ

れ、対象弁護士からだまされていたことを知った。

そこで、懲戒請求者は、強制執行はできるはずであると対象弁護士に伝え、対象弁護士は同年10月31日に預金債権差押命令申立を行ったが、預金債権はほとんどなく、強制執行は空振りに終わった。

5 その後の経緯

懲戒請求者は、対象弁護士を被告として、2016（平成28）年に和歌山地方裁判所に1億5092万円の支払いを求めて損害賠償請求訴訟を提起したが、同事件については2017（平成29）年10月11日に請求棄却の判決が出され、懲戒請求者は控訴したが、大阪高等裁判所は2018（平成30）年2月16日に控訴棄却の判決を出し、判決は確定した。

懲戒請求者はさらに、和歌山地方検察庁に対し、2018（平成30）年6月11日に対象弁護士を詐欺利得罪で告訴したが、和歌山地方検察庁は同月26日に罪とならずとの理由で対象弁護士を不起訴処分にした。

そこで、懲戒請求者は、同年7月20日に和歌山検察審査会に審査請求をしている。

6 懲戒事由

対象弁護士は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]から事件の依頼を受けたこともあるばかりか、[REDACTED]からは頻繁に食事などの接待を受けるなど暴力団と親密な関係にある弁護士である。

また、懲戒請求者は今回の依頼中に対象弁護士の事務所を訪れた際に、たまたま事務所に来た[REDACTED]の[REDACTED]と口論になったが、その翌日対象弁護士から電話があり、自分が中に入るので[REDACTED]と会ってくれないかと言われ、弁護士が恐喝の取り持ちをしてきたことに非常な恐怖を覚えた。

このときは、懲戒請求者が、警察に相談に行くと言ったところ、対象弁護士は狼狽し、わかりました、断りますと言って電話を切った。

このように、対象弁護士は、暴力団と非常に密接な関係にある弁護士である。

ところで、[REDACTED]は[REDACTED] [REDACTED]であった[REDACTED]と兄弟分の関係にあるため、対象弁護士は、[REDACTED]に気を遣うなどの理由か

ら、[]の相続人相手にみかじめ料の返還請求をすること、あるいは強制執行をすることをためらったと考えられる。

なお、対象弁護士は[]の依頼を受けたことがあるとの事実は、上記対象弁護士を被告とした事件の被告本人尋問で対象弁護士自身が認めている。

また、食事などの接待の話は懲戒請求者が直接対象弁護士から話を聞いているものである。

しかし、いずれにしても依頼者の正当な希望に対し、みかじめ料の返還請求では裁判所は受け付けてくれない、あるいは裁判中は強制執行はできないと虚偽の事実を告げて懲戒請求者を欺罔してその希望を入れず、貸金請求にしたりあるいは強制執行をしなかったのであり、これらはいずれも委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重すべきとした弁護士職務基本規定第22条1項に反する行為である。

判決では、懲戒請求者が交付した金員がみかじめ料である可能性があると認定しており、対象弁護士が、貸金ではなくみかじめ料返還請求で訴訟をすれば勝訴した可能性があること、また、強制執行も、判決後早期に行えば、回収できた可能性も否定し得ないところからすれば、対象弁護士の行為は現実に懲戒請求者に損害を与えていると言うべきである。

7 除斥期間との関係

懲戒請求者が対象弁護士に事件を依頼した本件[]に対する訴訟事件は2015（平成27）年2月27日の控訴審判決で終了し、また、強制執行事件は2014（平成26）年10月31日の申立とその直後の第三債務者からの回答で終了しているが、両事件とも現時点でも預かり品の返還や預かり金の精算が終わっていないため、3年の除斥期間は満了していない。

以 上